

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務

(2) 業務内容

「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務仕様書」【別紙1】(以下「仕様書」という。)を基準とし、提案された業務とする。

なお、提案においては、仕様書に記載する以上の業務を求めるものとする。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3. 予算額

委託料の上限は、16,365,800円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和6年4月10日(水)	公募開始
令和6年4月17日(水)	質疑受付締切
令和6年4月22日(月)	質疑に対する回答(予定)
令和6年4月25日(木)	参加申し込み締切
令和6年4月26日(金)	参加資格審査結果通知(予定)
令和6年5月10日(金)	企画提案書等の提出締切
令和6年5月17日(金)	プレゼンテーション審査
令和6年5月20日(月)	プレゼンテーション審査(予備日)
令和6年5月22日(水)	契約候補者決定通知(予定)

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数の企業等で構成されるグループ(以下「グループ」という。)とし、単独企業の場合は次の(1)、グループの場合は次の(2)の要件に該当する者とする。なお、どちらの場合でも、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次の(3)に掲げる要件の全てに該当しなければならない(グループによる参加の場合、全ての構成員が(3)に掲げる要件の全てに該当しなければならない)。

(1) 単独企業の資格要件

平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が発注する次に掲げるいずれかの業務を元請として完了した業務実績を有すること。

ア 公営企業の経営戦略の策定又は改定の支援を行う業務

イ アの他、公営企業の経営計画等（水道ビジョン、アセットマネジメントを含む。）の策定又は改定の支援を行う業務

(2) グループの場合の資格要件

- ア グループの構成員数は3者以下であること。
- イ グループの代表企業を本プロポーザルに参加する代表者とする事。
- ウ 代表企業が参加の申請から契約締結まで必要な手続きを行うこと。
- エ 代表企業は6.(1)の要件を満たすこと。
- オ 業務完了時まで代表企業の変更がないこと。
- カ 構成員が、単独又は他のグループの構成員として本業務に参加していないこと。
- キ 参加申込書の提出時より前にグループを成立させ、本業務の実施に関して適切な役割を担うと共に、すべての構成員が一体となって業務を遂行する体制であること。

(3) 共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- イ 大津市から大津市企業局の指名停止基準に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ウ 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。
 - (ア) 市町村税（本店所在地及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））
 - (イ) 消費税
 - (ウ) 地方消費税
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ) aにあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - (ア) 資本関係
 - a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合
 - (イ) 人的関係
 - a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの
 - b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - d a から c までと同視しうる関係にあると認められる場合
- キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルに参加する他の者の協力会社等となることはできない。また、協力会社等は、複数のプロポーザル参加者の協力会社として届け出ることはできないものとする。

(4) 配置する者の資格及び業務経歴

本業務の円滑な遂行を図るため、次のとおり管理技術者、照査技術者、担当技術者及び財務担当者を配置すること。

ア 管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う者であり、(1)で示す業務経験を有する者で、かつ（グループの場合は構成員のいずれか1者が）直接雇用している者でなければならない。なお、「直接雇用」とは、その者とその者が所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働条件、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者及び派遣社員は該当しない。以下イ及びウにおいて同じ。

イ 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、(1)で示す業務経験を有する者で、かつ（グループの場合は構成員のいずれか1者が）直接雇用している者でなければならない。

ウ 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、(1)で示す業務経験を有する者で、かつ（グループの場合は構成員のいずれか1者が）直接雇用している者でなければならない。

エ 財務担当者は、投資・財政計画の作成等、財務に関する専門的業務を担当するものとし、(1)

で示す業務経験を有する者で、かつ公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく公認会計士の資格を有する者でなければならない。

オ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は相互にこれを兼任できない。

カ 担当技術者と財務担当者は兼任することができる。

7. 説明会

開催しない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書【様式1】により、電子メールにて提出すること。

ア 提出後必ず電話等で送信した旨伝えること。

イ メール件名に「【大津市経営戦略改定等支援業務】(会社名)」と入力し、1つのファイルにまとめて送信すること。なお、受信した場合、受信した旨の確認メールを返信する。

ウ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年4月17日（水）正午まで（必着）

(3) 提出先

大津市企業局企業総務部経営経理課経営戦略室

TEL (077) 528-2863

E-mail otsu2808@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

大津市企業局ホームページにおいて掲載する。

URL <https://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/>

※ただし、ノウハウに関わる部分等を公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害する恐れがあると本市が判断した場合は、質問者のみに回答する。

(5) 回答予定日

令和6年4月22日（月）

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

【参加申込時に必要な書類】

ア 参加申込書【様式2】※両面印刷のこと 1部

イ 誓約書【様式3】 1法人につき1部

ウ 実績調書【様式4】 1部

エ 業務執行体制調書【様式5】 1部

オ グループ協定書【様式6】※グループの場合のみ 1部

カ 協力会社等となることの承諾書【様式7】 1部

キ 本市に入札参加申請をしていない者（構成員を含む）が参加する場合については、上記のアからカの書類に加えて当該事業者に関する次の（ア）から（ウ）の書類を各1部提出すること。なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

（ア）完納証明書

a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）

b 支店、営業所が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行）

c 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※ a 及び b は直近 1 年度分の納期が到来した全ての税目とする。

(イ) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本：本店直轄の法務局発行）

(ウ) 委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合）

【企画提案書等提出時に必要な書類】

ク 企画提案書	1 1 部（正 1 部 副 1 0 部）
ケ 参加申込者の概要【様式 8】	1 法人につき 1 部
コ 見積書（様式は任意）	1 部
サ 見積内訳書【様式 9】	1 部

(2) 提出期限

【参加申込時に必要な書類】

令和 6 年 4 月 2 5 日（木）正午まで（必着）

【企画提案書等提出時に必要な書類】

令和 6 年 5 月 1 0 日（金）正午まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

持参の場合における受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。（ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 6 7 号）第 1 条に規定する本市の休日を除く。）

郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、9.(2)提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒 5 2 0 - 8 5 7 5 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

大津市企業局企業総務部経営経理課経営戦略室（大津市役所 新館 5 階）

(5) 参加資格審査結果の通知について

ア 通知予定日

令和 6 年 4 月 2 6 日（金）

イ 通知方法

参加申込書に記載された電子メールアドレスあてに「参加資格審査通知書」をメール送信する。

また、参加資格を有する者についてはプロポーザル審査の開始時間等詳細事項を併せて通知する。

10. 企画提案書作成方法

「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務に係る企画提案書作成要領」

【別紙 2】に従い企画提案書を作成すること。

11. 審査方法（二次審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 実施予定日

令和 6 年 5 月 1 7 日（金）

令和 6 年 5 月 2 0 日（月）（予備日）

(2) 実施方法

対面方式によるプレゼンテーション及び質疑応答

※詳細は別途通知する。

(3) 実施時間

質疑応答を含め40分程度（うち提案時間は20分以内）

(4) 参加人数

5人以内

提案説明は6.(4)に記載した管理技術者、照査技術者、担当技術者又は財務担当者のいずれかの者が行うこととする。なお、グループの場合は構成員の参加も可とする。

(5) 審査基準等

「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業経営戦略改定等支援業務公募型プロポーザル審査基準」【別紙3】に示すとおり。

(6) 履行義務等

ア 審査委員による質問に対する回答については、履行義務を負うことに留意すること。

イ 本市は質問及び回答は録音し、必要と認める事項については書面を作成することがある。なお、書面化にあたっての参加資格者との協議は行わない。

12. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者（グループの場合は代表企業）に文書で通知（メール送信）する。

(2) 通知時期（予定）

令和6年5月22日（水）

※審査の状況に応じて前後する場合がある。

13. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(4) 本市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者（1グループ）につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

本市は提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約候補者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

15. 契約等

(1) 契約の締結

契約候補者を決定した場合は、当該契約候補者と協議の上、企画提案書等の内容に応じて仕様書に加筆修正する場合がある。その後、仕様書に基づく見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、契約候補者と合意に至らない場合は、次点の者と協議の上、契約するものとする。

なお、本契約を締結する日までの間に、受託候補者が6.(3)に掲げる要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 検査

業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果物を納品し、本市の検査を受けることとする。また、業務完了期限前であっても、本市があらかじめ成果物の納品期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果物を提出し、本市の検査を受けることとする。

(3) 支払い

支払いは、業務完了検査後とする。

(4) 契約解除

ア 受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、本市は契約を解除する事ができる。この場合、委託業務に係る費用については受託者の負担とする。

イ 災害その他不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により、委託業務の継続が困難となった場合は、委託業務の継続の可否等について、本市と受託者とで協議することとする。

16. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「17.問い合わせ先」宛てに電話連絡の上、その旨がわかる書面（様式は任意）を提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3.予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受託者あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) その他

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問い合わせ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業総務部経営経理課経営戦略室（担当：渋谷）

TEL （077）528-2863

E-mail otsu2808@city.otsu.lg.jp